

市町村役場にて 居住地の(変更)届出

・新たに来日された方

日本に3か月を超えて住む予定の外国人は、
入国情、居住地を定めてから14日以内に
自分が居住することになる市町村役場の
窓口へ在留カードを持参し、住民登録の
手続きをしてください。

*パスポートに「在留カードを後日交付する」と記載された方は、パスポートを持参してください。

・住所が変わったとき

引っ越しするときは、古い居住地の市町村役場に転出届をし、転出証明書をもらい、在留カードを持参の上、新しい居住地の市町村役場に14日以内に転入届をし、在留カードの裏面に住所の記載をしてもらいます。外国に帰国するときも転出届は必要です。

在市町村政府机关

居住地(変動)申报

・新来日本者

计划在日本居住3个月以上的外国人，在入国情居住地确定后，14日内持在留卡到所在地市町村政府的窗口，办理住民登记。

*护照上写着“在留卡以后发放”的人持护照办理。

・地址变动

搬家时，应向旧地址的市町村政府提交迁出申报，取得“转出证明书”，并在14日内向新地址的市町村政府提交迁入申报，并在在留卡的背面登记新地址。回国(不再来日本)时也需要办理迁出申报。

マイナンバー制度

住民票のある外国人(中長期在留者、特別永住者など)には、マイナンバーと呼ばれる12桁の個人番号が市町村から通知されます。この個人番号は、社会保障や税、災害安否などに活用されます。

<http://www.cas.go.jp/ip/seisaku/bangoseido/>

結婚をしたとき(婚姻届)

日本で結婚(婚姻)とどりで、ほあいの書類が必要です。

詳しいことは、事前に各市町村役場担当課及び本国の大天使館・領事館に問い合わせてください。

日本人と結婚して、「日本人の配偶者」に在留資格を変更したいとき、または、永住者や定住者と結婚したときは、入国管理局(出張所)に相談してください。

【必要書類】市町村役場に提出①②

① 婚姻届(用紙は市町村役場にあります)

② 婚姻要件具備証明書(婚約者が独身であり、自国の法律で結婚できる条件をそなえているということを相手国政府が証明した公的文書)またはそれに代わる文書

③ 日本人配偶者の戸籍謄本(本籍地以外の時)

④ パスポート

*必要な書類については、市町村役場に確認してください。

个人号码制度

持有住民票的外国人(中长期在日本停留者、特别永久居住者等)将由市町村发放一组叫做 My Number 的 12 位数的个人号码。个人号码可用于社会保障、税收、灾害时的安全确认等。



结婚登记

外国人在日本办理结婚登记时，必须准备以下材料。

具体事宜请事先询问市町村政府机构的负责科以及本国的大使馆或领事馆。

如和日本人结婚，希望将在留资格更改为「日本人的配偶」时，或者与永住者、定住者结婚时，请到入国管理局（办事处）咨询。

【所需资料】提交市町村政府①②

① 婚姻登记表(表格在市町村政府有)

② 婚姻要件具备证明书(向对方国家政府证明结婚对象为单身，根据其国家法律规定具备结婚条件的公文)

③ 日本人配偶的户籍资料(非户籍所在地时)

④ 护照

*关于所需资料请向市町村政府确认。

離婚をしたとき（離婚届）

夫婦のどちらかが日本人の場合、夫婦ともに同意すれば、離婚することができます。下記の書類を持って、居住地の市町村役場に離婚の届出をしてください。

夫婦双方が外国人の離婚については、居住条件によって届出することができない場合がありますので、詳しくは、それぞれの大使館または領事館と居住地の市町村役場に問い合わせてください。

【必要書類】

- ・離婚届（用紙は市町村役場にあります）
 - ・日本人配偶者の戸籍謄本
 - ・日本人配偶者の住民票
 - ・パスポート
 - ・在留カード
- *必要な書類については、市町村役場に確認してください。

离婚登记

夫妻任何一方为日本人时，在夫妻双方的同意下可以离婚。持下列资料到所在地的市町村政府进行离婚登记。

夫妻双方均为外国人时，因居住地限制有可能无法进行登记，详情请咨询各自的大使馆或领事馆及所在地市町村政府。

【所需资料】

- ・离婚登记表（表格在市町村政府有）
- ・日本人配偶的户籍资料
- ・日本人配偶的住民票
- ・护照
- ・在留卡

*关于所需资料请向市町村政府确认。

亡くなったとき（死亡届）

日本に住む外国人が日本国内で死亡したときは、死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡したときは、その事実を知った日から3か月以内）に、同居者や親族が死亡した所か住所地の市町村役場に死亡届を出してください。在留カードは入国管理局に返納してください。死亡の際には、本国政府にも報告してください。手続きの方法は、大使館・領事館に問い合わせてください。

【提出書類】

- ・死亡届書（役所又は病院にあります）
 - ・死亡診断書（死亡時に、死亡届書に医師の証明を受けたもの）
 - ・届出人の印鑑（又は署名でも可）
- いずれの場合も、市町村によって、提出書類や取り扱い方法が異なることがあります。詳しくは、市町村役場の担当課に問い合わせてください。

死亡登记

在日本居住的外国人如果在日本国内死亡时，得知死亡事实的7天内（在国外死亡时，得知事实的3个月内），同住者或家属请在死亡地或居住地的市町村政府办理死亡登记手续。在留卡应返还至入国管理局。同时请向本国政府报告。办理手续的具体事宜请咨询大使馆或领事馆。

【所需资料】

- ・死亡登记书（政府机关或医院里有）
- ・死亡诊断书（死亡时，在死亡登记书上写有医生证明的材料）
- ・办理人的印章（或者签字）

不管哪种情况，根据市町村不同可能有不同的规定，详细事宜请询问各地的市町村政府机关的负责科。

妊娠したとき

母子健康手帳（親子手帳）

妊娠がわかったら、住居地届出をしている市町村役場に妊娠届を出すと母子健康手帳（親子手帳）がもらえます。

この手帳は、妊娠・出産の状態、生まれた子供の発育の経過など、母子の健康状態を詳しく記帳しておくもので、出産から就学までの子供の健康記録となります。

また、（公財）母子衛生研究会が、英語、中国語、ハングル、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語の母子健康手帳（日本語と併記）を発行しており、送料・手数料を添えて郵送で入手するほか、一般書店を通じて取り寄せが可能です。（各手帳820円）

詳しくは、市町村役場担当課、保健所に問い合わせてください。

妊婦・乳幼児の健康診査

母子健康手帳（親子手帳）交付時に、妊娠中の無料健康診査のための受診票がもらえます。岡山市の場合、妊娠中に14回、岡山県内の医療機関（事前申請により、全国の医療機関）で受診できます。また、出産後の乳幼児についても健康診査の補助があります。通常、医療機関には通訳はいないので、日本語のできる人と一緒に受診してください。

妊娠時

母子健康手册（母子手册）

得知妊娠时，向办理了居住地登记的市町村政府机构出示妊娠证明书后可得到母子健康手册。

此健康手册详细记载妊娠、分娩的状况，以及孩子出生后的发育过程和母子的健康状况等项目，可以说是从孩子出生到上学为止的健康记录。

（公财）母子卫生研究会还发行了英语、汉语、韩语、泰语、菲律宾语、葡萄牙语、西班牙语、印度尼西亚语的母子健康手册（内附日语）。除了通过邮寄的方式交付邮费和手续费获取外，在一般的书店也可以买到。（每本820日元）

具体情况请询问市町村政府机关的负责科或保健所。

孕妇及婴幼儿的健康检查

收到母子健康手册时，可以得到妊娠期间免费健康检查的受诊票。在冈山市，妊娠期间可以在冈山县内的医疗机关（事先申请的话，全国的医疗机关）接受14次检查。并且，出生后的婴幼儿也可以得到健康检查补助。一般情况下，医疗机关没有翻译人员，所以请和懂日语的人一起就诊。

子どもが生まれたとき（出生届）

日本に居住する外国人が日本国内で出産したときは届出が必要です。

子どもが出生した日から14日以内に、生まれた所か住所地（又は本籍地）の市町村役場に父親（又は母親）が届け出してください。なお、住居地届出や在留資格申請の手続きも行ってください。

また、本国政府にも報告が必要です。手続きの方法は、大使館・領事館に問い合わせてください。

【提出書類】

- 出生届書（役所又は病院などに備えている場合もあります）
- 出生證明書（出産したとき、出産とどけしょと、いしまたじょさんぶしょうめいのう届書に医師又は助産婦の證明を受けたもの）
- 届出人の印鑑（又は署名でも可）
- 母子健康手帳
- 国民健康保険証（加入者のみ）

孩子出生时（出生登记）

在日本居住的外国人在日本国内分娩时必须办理出生登记。

孩子出生的14日内，由父亲或母亲到出生地或籍贯地的市町村政府办理出生登记手续。并请同时办理居住地申报和在留资格申请的手续。

同时，必须向本国政府报告。具体事项请询问大使馆或领事馆。

【所需资料】

- 出生登记书（政府或医院可能有）
- 出生证明书（在生产后，出生登记书上记载的有医生或助产士证明的材料）
- 申报人的印章（或者签字）
- 母子健康手册
- 国民健康保险证（只限加入者）

その他の市町村役場での手続き

国民健康保険

これは、病気やけがをして医療機関にかかったときに支払わなければならない医療費の70%（70歳以上のお一人の方は80%）を支払ってくれる保険制度です。出産時や死亡時などにも、さまざまな給付があります。

加入の手続は、居住地届出をしている市町村役場でします。加入後には、国民健康保険証が発行されるので、医者にかかるときは必ず持参し、病院の窓口で提示してください。（参考「医療機関を受診するとき」p.72）

在留期間が3ヶ月を超える人は、国民健康保険に加入しなければなりません。ただし、職場の健康保険等の加入者、生活保護受給者、短期滞在、外交のビザを持つ人及び特定活動のビザを持つ人のうち、医療をうける活動又はその活動を行う人の日常生活上の世話をする目的で入国する人は加入できません。また市外へ転出したときも国民健康保険の資格を失います。

加入できない条件に該当したときは速やかに、加入をした市町村役場へ資格喪失の届出をしてください。

保険料は、所得と世帯の人数に応じて、世帯単位で算定されます。詳しくは、市町村役場の担当課に聞いてください。

在市町村政府办理的其它手续

国民健康保险

这种保险是在生病或受伤时支付给医疗机构费用中的70%（一部分70岁以上的人是80%）部分由保险支付的一种制度。除此之外，在分娩或死亡时等还可以得到各种额外补助。加入手续是在办理居住地申报的市町村政府机构办理。加入之后，可以取得国民健康保险证。就医时必须携带并在医院的服务窗口出示。（参考「医疗机构就诊时」p.72）在留期间超过3个月者必须加入国民健康保险。但是，已在工作单位加入健康保险等的人或拿低保的受益者、短期停留签证、外交官签证以及持有特定活动签证的人中，来日治疗或以来日治疗病人的日常生活服务为目的不能加入这种保险。其次，居住地转出市外的时候也将失去国民健康保险资格。当不符合加入条件时，请迅速到办理加入手续的市町村政府机构去办理失去资格申报。保险费用是根据收入和每户家庭的人数、以家庭为单位计算。具体事宜请咨询市町村政府机构的负责科。

国民年金

年をとって働けなくなったときや、病気やけがで障害者になったときなどに、年金や一時金を支給して生活を支える社会保障制度です。日本国内に居住する20歳～59歳の人は、国籍に関わらず、必ず国民年金に加入しなければなりません。

国民年金に加入するには、居住地届出している市町村役場へ届出をします。勤務先で厚生年金や共済組合に加入した人は、届け出る必要はありません。

国民年金に加入すると「基礎年金番号通知書」が交付されます。加入後は毎月保険料を納めることになります。保険料は、16,590円（令和4年4月現在）です。

国民年金・厚生年金には脱退一時金支給制度があります。外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6か月以上納めた場合、帰國後2年内に所定の手続きに従って請求すれば脱退一時金が支給される制度です。

詳しくは、最寄りの年金事務所か市町村役場の担当課に聞いてください。

国民年金（国民养老保险）

在年老不能继续工作或因为生病、受伤成为残疾人的情况下，以年金或一次性支付金的形式给与生活上补助的社会保障制度。在日本居住的20岁到59岁的人，不管是哪国国籍都必须加入国民年金（国民养老保险）。办理国民年金是在所申报居住地的市町村政府机构办理。但是如果在工作单位加入了厚生年金（企业养老保险）或共济组合保险就没有必要加入。

加入了国民年金后可以得到「基础年金号通知书」。每月必须支付保险费16,590日元（2022年4月）。

停止支付国民年金·厚生年金时有退保一次性支付款的制度。外国人在日本期间加入年金并支付保险费超过六个月，回国后两年之内根据有关规定提出申请可以得到退保一次性支付款。

具体事宜请询问就近的年金事务所或市町村政府机构的负责科。